

第7回東大和市総合計画審議会での委員意見への対応について

1 第7回総合計画審議会の開催日時等

- (1) 日時 令和2年10月24日(土) 午前10時から正午まで
 (2) 場所 中央公民館ホール

2 「各種団体インタビュー調査の対象団体」に関するご意見

(1) 事務局からの説明内容

① 実施の目的

今後さらに多様化・複雑化が見込まれる行政課題を効果的・効率的に解決していくためには、民間企業や市民団体との連携がより一層必要となる。

そこで、市と関わりのある各種団体が考える「まちづくりの主要課題」や、その課題解決に向けて行政や市民との協働が可能な具体的取組などを把握し、第五次基本計画へ反映させることを目的として実施する。

② 対象団体

インタビューの対象団体は、特定の分野に偏ることなく、幅広い分野の団体から意見を伺うため、第三次基本構想で掲げる「まちづくりの基本施策」ごとに、以下のとおり2団体ずつ選定する。

まちづくりの基本施策	対象団体
子どもたちの笑顔があふれるまちづくり	東大和市公立小中学校PTA連合協議会 東大和市青少年対策地区委員会
健康であたたかい心のかよいあうまちづくり	東大和市民生委員・児童委員協議会 東大和市介護予防リーダー会
安全・安心で利便性が高いまちづくり	東大和市防犯協会 株式会社西武プロパティーズ
心豊かに暮らせるまちづくり	東大和市体育協会 東大和市文化協会
環境にやさしいまちづくり	東大和市雑木林の会 東大和市清掃事業協同組合
暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり	株式会社ネクスメディア JA東京みどり

(2) 委員意見の要旨

① 委員意見1

基本計画に関わる団体は幅広く考えられるため、対象団体を増やした方が良いのではないかと。対面によるインタビューで時間と手間がかかるのであれば、文書により実施し、各団体の課題や望んでいること、今後のまちづくりの考え方や関わり方などを回答していただいてもよい。各団体への質問内容を統一すれば、その質問票を郵送すればよく、対象団体を広げられるのではないかと。

② 委員意見2

対象団体の構成員は、年齢層が高い印象を受ける。もっと対象の間口を広げて、視点を変えた意見の聴取が必要ではないかと。

③ 委員意見3

市民団体との連携という意味合いで、自治会にも地域の課題を聞いてもらいたい。全ての自治会は難しいと思うので、いくつかピックアップすればよいのではないかと。

(3) 対応

① 実施方法

ア 対象団体を拡大した上で、「各種団体アンケート調査」として、書面により実施する。

イ 対象団体に対して、アンケート調査票を郵送して実施することを原則とする。ただし、調査をより円滑に実施できるよう、訪問又は事前連絡した上で実施することに努める。

ウ 対象団体は、アンケート調査票の記入後、市に郵送して提出する。

② 実施時期

令和3年1月～2月頃に実施する。

③ 対象団体選定の考え方

ア 市の施策と密接な関わりのある団体とする。

イ 同種同業の団体が複数ある場合は、その連合的組織を対象とする。ただし、連合的組織がない場合には、地域性等を考慮して対象団体を選定する。

ウ 市の附属機関や市施設の指定管理者となっている団体は、対象としない。

エ 上記に加えて、市と包括連携協定を締結している事業者を対象団体として加える。

④ 対象団体

まちづくりの基本施策		対象団体
1	子どもたちの笑顔があふれるまちづくり	東大和市青少年対策地区委員会
2		東大和市公立小中学校PTA連合協議会
3		ボーイスカウト東大和育成会
4	健康であたたかい心のかよいあうまちづくり	公益社団法人東大和市医師会
5		一般社団法人東京都東大和市歯科医師会
6		一般社団法人東大和市薬剤師会
7		東大和市介護予防リーダー会
8		東大和市シルバー人材センター
9		東大和市社会福祉協議会
10		東大和市民生委員・児童委員協議会
11	安全・安心で利便性が高いまちづくり	東大和市消防団
12		東大和市建設同友会
13		東大和市防犯協会
14		株式会社西武プロパティーズ
15		東京都住宅供給公社
16		公益財団法人東京都都市づくり公社
17	心豊かに暮らせるまちづくり	東大和市文化協会
18		東大和市体育協会
19		自治会（地域性等を考慮して数団体に依頼予定）
20	環境にやさしいまちづくり	東大和市雑木林の会
21		東大和市清掃事業協同組合
22		NPO法人東大和エネルギーの会
23	暮らしと産」業が調和した活力あるまちづくり	東大和市商工会
24		株式会社ネクスメディア
25		J A東京みどり
26		東大和観光ガイドの会
27	市と包括連携協定を締結している事業者	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
28		リコージャパン株式会社
29		株式会社セブン—イレブン・ジャパン
30		株式会社イトーヨーカ堂
31		コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
32		ユニ・チャーム株式会社

3 「第五次基本計画策定の基本的な考え方」に関するご意見

(1) 事務局からの説明内容

第五次基本計画策定の基本的な考え方について、以下のとおり示した。

(2) 委員意見の要旨

基本的な考え方の一つに「課題に対応した課題づくり」とあり、検討の経過の中で作成した報告書を明記した上で、これらを参考にとされている。

この中に、令和2年5月に作成した「第三次基本構想の策定に向けた基礎資料」が明記されていないが、この資料でも施策ごとに課題が整理されているので、明記すべきではないか。

(3) 対応

以下のとおり、文言を追加（下線部分を追加）する。

1 策定の基本的な考え方

第五次基本計画は、第三次基本構想の「まちづくりの目標」を実現するために、「まちづくりの基本施策」に基づいて、長期施策を体系化・計画化するものである。

このため、第五次基本計画の検討に当たっては、第三次基本構想で示されている考え方や方向性に基づいて、計画全体の整合性を図るものとし、その上で、特に以下の点に留意するものとする。

(1) 課題に対応した計画づくり

これまでの検討の経過の中で作成した「(仮称) 東大和市新総合計画基礎調査報告書」(令和元年12月作成)、「第三次基本構想の策定に向けた基礎資料」(令和2年5月作成)及び「第四次基本計画総括報告書」(令和2年7月作成)では、各施策分野を取り巻く課題が整理されており、これらの課題に対応した計画づくりを行う。

(2) 市民等の意見を反映した計画づくり

市民意識調査の結果や、市民ワークショップ及び各種団体インタビューを通じて聴取した市民等の意見を反映した計画づくりを行う。

(3) 個別計画との整合性を考慮した計画づくり

各施策分野においては、多くの個別計画が策定されているため、これら個別計画との整合性を考慮した計画づくりを行う。

(4) 重要施策が明確な計画づくり

限られた財源や人的資源(職員)の中で、多様化・複雑化する課題に対応するため、重点的・分野横断的に推進していく施策群を分野別計画とは別に位置付け、重要施策が明確な計画づくりを行う。

(5) 効果的・効率的に進行管理ができる計画づくり

第五次基本計画を基点としたPDCAサイクルについて、その具体的方法や手順を明確にして構築するとともに、行政評価制度の見直し、適切な指標の設定などを検討し、効果的・効率的に進行管理ができる計画づくりを行う。

3 「第五次基本計画の分野別計画書の様式案」に関するご意見

(1) 事務局からの説明内容

第五次基本計画の分野別計画書の様式案について、以下のとおり示した。

<施策の展開方向>

【展開方向1】自主的・自発的な健康づくりの促進

市民が主体的に健康づくりに取り組み、家族・地域で健康を育み合えるよう、自主的・自発的な健康づくり活動に対する支援を推進します。

<手段>

- ◆健幸都市の実現に向け、「東大和市健康増進計画」から参加できる身体活動の機会等の充実を図ります。
- ◆より多くの市民の健康増進や適切な食生活の推進・協力に根ざした取組みを推進します。

●施策を達成するための取組を「施策の展開方向」として整理する(第四次基本計画の「施策の基本方針」に該当)。

●目的と手段の関係を明確化するため「手段」を明記し、その中で具体的取組について記載する。

【展開方向2】疾病の予防及び早期発見・早期治療の促進

市民が病気から速やかに回復できるよう、「二次予防(健康診査等による早期発見・早期治療)」の充実を図ります。

市民及び事業者との協働の視点から、市民及び事業者の役割について、内容を絞って別枠で表示する。

協働のまちづくりを進めるために —市民・事業者に期待される役割—

- 市民は、「自分の健康は自分で守る」ことを基本として、健康づくりに努め、自らの健康を管理します。
- 事業者は、従業員等への健康管理に努め、健康づくりの推進に努めます。

(参考) 第四次基本計画における役割分担についての記載

役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら健康を管理します。 ○定期健診を受診します。 ○体を動かすなどの健康づくりに努めます。 ○健全な食生活を送ります。 ○健康についての講演会、教室等へ参加します。 ○かかりつけ医³・歯科医⁴・薬局⁵を持ちます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は健康診査の受診率、労働環境の向上に努めます。 ○安全で質の高い医療を提供します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○健(検)診の体制づくりを図ります。 ○健康づくりの情報を提供します。 ○健康相談を行います。 ○保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関との連携を図ります。

(2) 委員意見の要旨

- ① 第五次基本計画では、施策を達成するための取組が「施策の展開方向」として記載されているが、当該箇所、それぞれの取組を所管する市の担当課を明記すべきではないか。
- ② 第四次基本計画では、市民、事業者、行政の役割分担の表が記載されているが、第五次基本計画では、市民と事業者の役割が記載されているだけで、行政の役割が記載されていない。行政の役割を含めて、第四次基本計画と同様に記載すべきではないか。

(3) 対応案

- ① 「施策の展開方向」の記載内容には、特定の課だけで実施すれば実現できるものだけではなく、課の枠を超えて取り組まなければならないものも含まれている。また、10年間の計画期間においては、市の組織が大きく変わる可能性もあることを考慮して、「施策の展開方向」に担当課の記載はしないこととしたい。
なお、第四次基本計画においても、「これまでの主な取組」欄には担当課の記載はされているが、「施策の基本方針」欄には担当課は記載されていない。
- ② 「役割分担」欄に行政の役割を掲載した場合、「施策の展開方向」と内容が重複することから、掲載はしないこととしたい。
ただし、よりわかりやすい計画とするため、「施策の展開方向」が市の役割であることがわかるよう、以下のとおり表記したい。

<p><施策の展開方向> = 市の役割</p> <p>【展開方向1】自主的・自発的な健康づくりの促進</p> <p>市民が主体的に健康づくりに取り組み、家族や地域で健康を育み合えるよう、自主的・自発的な健康づくり活動に対する支援を推進します。</p> <p><手段></p> <ul style="list-style-type: none">◆健幸都市の実現に向け、「東大和市健康寿命取組方針」に基づき、市民が楽しみながら参加できる身体活動の機会等の充実を図ります。◆より多くの市民の健康増進や適切な食生活の定着に向け、市民、企業、大学等の産学官民の連携・協力を根ざした取組みを推進します。 <p>【展開方向2】疾病の予防及び早期発見・早期治療の促進</p> <p>市民が病気から速やかに回復できるよう、「二次予防（健康診査等による早期発見・早期治療）」の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none">◆疾病の早期発見・早期治療はもとより、医療費の適正化にも結び付くよう、各種健康診査・検診や予防接種事業の充実及び受診鑑賞に取り組みます。

4 「市の組織図等の資料提供」に関するご意見

(1) 委員意見の要旨

基本計画の検討に当たり、市の組織図とそれぞれの業務内容の一覧表があるとよいと思うので、次回の審議会でご提供してもらいたい。

(2) 対応

資料4のとおり配布する。